

# 令和8年度千葉市こどもの権利救済相談室運営業務委託 事業者募集要項

## 1 業務の名称

令和8年度千葉市こどもの権利救済相談室運営業務委託

## 2 趣 旨

本市では、千葉市こども・若者基本条例（令和7年千葉市条例第14号。以下「条例」という。）に基づき、こどもが権利の侵害その他の不利益を受けた場合において、迅速に救済し、権利を回復するため、千葉市こどもの権利救済相談室を設置しています。

この相談室において、こどもの権利救済委員（こどもの権利に関し優れた識見を有するもので市長が任命）の職務を補助し、こどもの権利侵害等に関する相談窓口の運営を担う事業者を募集します。

募集にあたっては、豊富な知識やノウハウ・経験等を生かし、相談者の視点に立った良質なサービスを提供するため、プロポーザル方式により民間事業者から広く提案を募り、総合的な事業者の技量を適正に審査したうえで、最も適した提案をした事業者を選定します。

## 3 事業の概要

条例第22条に規定するこどもの権利救済委員を配置し、こどもの権利の侵害に関する相談又は救済の申出について、助言や支援を行うとともに、関係機関等と相互協力及び連携を図ること

で、こどもが権利侵害その他不利益を受けた場合において、迅速に救済し、権利の回復を行う。

### (1) 支援対象者

条例第2条第1号に規定するこども

### (2) 事業内容

実施期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
実施場所	千葉市中央区新千葉2-7-1 大宗第2ビル503号 ほか
実施日	月、水、金、土曜日
運営時間	月、水、金曜日は午後1時～午後7時 土曜日は午前10時～午後2時 (祝日・年末年始を除く。月曜日が祝日の場合は火曜日に開設)

## 4 委託内容

### (1) 相談業務

ア 電話・メール・来所相談

イ 訪問相談

ウ 上記以外の相談

### (2) 救済の申出・申出書に係る業務

### (3) 調査等の実施に係る業務

### (4) 調査を中止又は打ち切る場合に係る業務

### (5) 勧告、是正要請に係る業務

### (6) 千葉市社会福祉審議会に出席

### (7) 本事業の周知・広報

※詳細は「令和8年度千葉市こどもの権利救済相談室運営業務委託 仕様書」のとおり

## 5 応募資格

本プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる資格要件の全てを満たしている団体とします。なお、選定結果通知後においても、契約締結までの間に資格要件を満たさなくなった場合は、応

募資格及び契約交渉権を取り消します。

【資格要件】

- (1) 不登校、ニート、ひきこもりなど、社会生活を営むうえで困難を抱えるこどもを対象とした相談業務について1年以上の活動実績が直近5年間(令和2年度～6年度)に1案件以上あること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者
  - イ 当該業務の企画提案書提出前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
  - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていない者
  - エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可がなされていない者
  - オ 千葉県物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を参加申込受付期限の日から企画提案書の提出期限の日までの間に受けている者
  - カ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者
  - キ 法人税並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
  - ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む)を完納していない者。市内に本店又は営業所等を有しない者にあつては、所在する市区町村税を完納していない者。
  - ケ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者
- (3) 当該団体又は役員等が、千葉県暴力団排除条例(平成24年千葉県条例第36号)第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 公共の安全及び福祉を害するおそれのある団体に属する者でないこと。

6 選定の手順

日 程		項 目	時 間		
令和8年	2月	26日(木)	プロポーザル募集要項公表		
	3月		3日(火)	参加申込書作成にあたっての質問締切	午後3時まで
			5日(木)	質問への回答予定日	午後5時までに
			9日(月)	参加申込書の提出締切	午後3時まで
			16日(月)	企画提案書の提出締切	午後3時まで
			中旬	選考及びヒアリング	(24日予定)
			中旬	選考結果の通知	(25日予定)
			下旬	運營業務委託契約の締結	

7 質問書の提出及び回答

今回の公募及び事業実施に係る質問については、以下のとおり受け付けます。

- ・ 受付期間 令和8年3月3日(火)午後3時まで  
 ※受付期間を過ぎて提出された質問は、一切受け付けないものとします。
- ・ 提出方法 「質問書(様式第1号)」により、問合せ先までEメール、又はFAXにより提出してください。なお、提出後、提出した旨の電話連絡をお願いします。
- ・ 回答方法 令和8年3月5日(木)午後5時までに、いただいたすべての質問とその回答を

ホームページに掲載します。

## 8 参加申込書の提出

- (1) 提出期限 令和8年3月9日(月)午後3時まで
- (2) 提出場所 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市こども未来局こども未来部こども企画課こども若者支援室  
(千葉市役所高層棟8階)
- (3) 提出方法 持参または郵送(※郵送の場合は提出期限までに必着)
- (4) 参加申込に必要な書類  
参加申込書のほか、以下を1部ずつ提出してください。  
ア 参加申請書兼誓約書(様式第2号)  
イ 法人又は団体の概要(様式第3号)

## 9 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和8年3月16日(月)午後3時まで
- (2) 提出場所 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市こども未来局こども未来部こども企画課こども若者支援室  
(千葉市役所高層棟8階)
- (3) 提出方法 持参または郵送(※郵送の場合は提出期限までに必着)
- (4) 企画提案に必要な書類  
ア 提案書(様式第4号)  
文字等は、10.5ポイント以上のフォントを用いること。  
イ 見積書(様式第5号)
- (5) 提出部数  
正本1部、副本6部

## 10 選考方法

応募資格に掲げる条件をすべて満たしていることを市で確認のうえ、千葉市こどもの権利救済相談室運営業務委託公募プロポーザル選考委員会が選考基準に基づき審査を実施します。

提案書をもとに、各委員が審査・採点し、各委員の得点第一位を最も多く得た事業者を受託者として決定します。提案書の内容について、審査員から質問が出た場合、電話等で連絡し、回答を求めることがあります。

### 【選考基準】

選考に係る評価項目、基準、配点（100点満点）は次のとおりとします。

審査項目	審査基準	配点評価
1 基本理念【10点】 A4片面1枚以内で記述	(1) 千葉市こどもの権利救済相談室事業を運営するにあたっての基本方針	10
2 同種事業の受託実績【10点】 A4片面1枚以内で記述	(1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有することもを対象とした相談業務に関する受託状況 ※令和2年度～6年度に1年以上の受託実績が必須	10
3 運営体制【30点】 A4片面3枚以内で記述  ※本事業に係るもののほか、他に運営する施設がある場合（予定を含む）は当該施設を考慮した計画としてください	(1) 責任者・施設長等職員の配置	5
	(2) 勤務体制 (職員の配置及び勤務体制表)	10
	(3) 職員の人材確保と資質向上のための取り組み (専門職員の配置、研修等の実施)	10
	(4) 組織的な対応	5
4 事業内容【40点】 A4片面5枚以内で記述	(1) 相談業務の実施	20
	(2) 救済の申出・申出書に係る業務	5
	(3) 調査等の実施に係る業務	5
	(4) 本事業の周知・広報	10
5 管理体制【10点】 A4片面1枚以内で記述	(1) 個人情報保護	5
	(2) 緊急時の対応	5
合計		100

※提案書の内容から、仕様書で設定した基準に満たない業務が行われると認められる場合は、失格となります。

## 11 選考結果の通知

選考結果は、終了後、全ての応募者（共同企業体等にあつては、代表団体）に対して文書により通知するとともに、市ホームページにおいて公表します。

選考結果の通知後、第1位の提案を行った事業者と別紙「契約書（案）」に基づき業務内容、契約条件等について協議します。協議が整わない場合は、次点者と協議を進めます。

なお、選考結果に関する異議申立ては一切認めません。

## 12 委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

## 13 業務委託料

業務委託料は、13,500千円（消費税及び地方消費税含む）を上限とします。

※業務委託料には、民間テナント料月額154,088円（消費税及び地方消費税を含む）を含みます。3（2）の事業内容に記載の実施場所以外の民間テナント等で実施し、新規に民間テナント等と賃貸契約を締結する場合は、市と事前に協議を行うものとします。

※委託料の支払いは、年4回（5、8、11、2月）の分割前金払いとし、委託料を4等分し、端数が生じた場合は、4回目の支払いで調整するものとします。

## 14 その他留意事項

### （1）提案書類の取扱いについて

- ・提出された書類の内容を変更することはできません。
- ・提出された参加申請書その他の書類は返却いたしません。
- ・提出書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として応募者の負担とします。
- ・選定の公表で必要な場合、市は、提出された提案書の内容等について、無償で使用できるものとするとともに、公平性、透明性を期すための「千葉県情報公開条例」等の関連規定に基づき公開することがあります。また、提出書類及び選考結果が千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人または個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とします。ただし、企画提案書選定期間中は同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としません。

### （2）重複提案の禁止について

1団体1応募とし、複数の応募はできません。構成団体、組合員は、全て応募者とみなします。

### （3）応募費用について

提案書等の作成や応募、選考後の協議に係る費用は、すべて参加者の負担とします。

### （4）契約保証金

契約締結にあたっては、契約保証金として、当該契約金額の100分の10以上の額を納めることとします。ただし、千葉県契約規則第29条に該当する場合は、免除とします。

### （5）当該業務委託に係る令和8年度予算の議案議決が得られない場合は、契約手続きを中止します。

## 15 法令等の遵守

業務を遂行する上で、以下の法令等を遵守しなければなりません。

- （1）こども基本法（令和6年法律第68号）
- （2）個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- （3）千葉県暴力団排除条例（平成24年千葉県条例第36号）

その他関連する法規等がある場合は、それらを遵守してください。

※受託期間中に法令の改正又は関係通知等があった場合においては、その対応方針及び対応時期については、協議のうえ決定させていただきます。

## 16 問合せ先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所 こども企画課こども若者支援室（福角・黒田）

TEL 043-245-5632

FAX 043-245-5547

E-Mail [kowaka-shien@city.chiba.lg.jp](mailto:kowaka-shien@city.chiba.lg.jp)